

資料2-3

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

兵庫県 まちづくり部 都市政策課

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化(R2改定時) 【再掲】

## ■ 著しい高齢化の進展

県の高齢者の人口はR22に約177万人、後期高齢者はR32に約110万人と最も多くなる推計

## ■ 障害者の社会進出の拡大

県の雇用障害者数は、H16の約8千人からR1に約15.7千人と約2倍に増加

## ■ バリアフリー法（BF法）の改正・ユニバーサル推進条例の制定

BF法の改正により市町マスタープランを定める制度創設や心のバリアフリーを一層推進すること等が規定

## ■ 東京オリンピック・パラリンピック、大阪・関西万博等に伴う訪日外客数の増加

県の訪日外客数(H30)は約187万人(H24の約3.9倍)、今後大阪・関西万博等に伴い更なる増加が見込まれる

## ■ 豪雨災害の多発と南海トラフ地震の発生確率の上昇

1h降水量80mm以上の年間発生回数が増加、南海トラフ地震の30年以内の発生確率は70～80%に上昇

## ■ 革新技術の浸透と情報共有のグローバル化

AI、IoT、自動運転等の革新技術の浸透、スマートフォン等の普及拡大に伴う情報共有のグローバル化の進展が想定

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

02

## (1) ユニバーサルツーリズム推進条例の制定 (R5.4)

年齢や障害の有無等に関わらず、様々な方が気兼ねなく旅行できるユニバーサルツーリズムを推進



ユニバーサルツーリズムの例



ひょうごユニバーサルな観光地づくりモデル事業の実施 (新温泉町 湯地区)

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (2) LGBT理解増進法の制定 (R5.6)

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に関する施策を推進 (理念法)

性的指向及び  
ジェンダーアイデンティティの  
多様性に関する国民の理解の増進  
に関する法律を知っていますか？



理解増進法は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、  
等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの  
基本理念に基づいて、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な  
社会の実現に資することを目的に、いわゆる理念法として制定された法律です。

国、地方公共団体及び事業者等は  
知識の普及や相談体制の整備等について努めることとされています。

「性的指向」とは？

恋愛感情又は  
性的感情の対象となる性別  
についての指向です。

「ジェンダーアイデンティティ」とは？

自身の性別についてのある  
程度の一貫性を持った認識を指  
すものと解されています。

内閣府 HP において理解増進法に関する Q&A を掲載しています。

内閣府 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進 [検索](https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/index.html)

<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/index.html>

内閣府性的指向・ジェンダーアイデンティティ  
理解増進推進

〒100-8914  
東京都千代田区千代田1-6-1 中央合同庁舎第6号館  
Tel. (代表) 03-5253-2111



国による啓発活動

性的少数者に配慮した施設整備の例  
(大阪・関西万博 ジェンダーレストイレ)

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (3) 障害者差別解消法の改正 (R6.4)

民間事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化  
(行政機関は、従前から義務付け)

例えば障害のある人が  
来店したときに…



### 不当な 差別的取扱い

禁止

- 障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障害のない人には付けない条件を付けることなどは禁止されています。

☆「不当な 差別的取扱い」については8ページを参照

### 合理的 配慮の提供

令和6年4月1日から事業者も義務

- 障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。
- 障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。
- 「合理的 配慮の提供」に当たっては、障害のある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対応案を検討することが重要です。

☆「合理的 配慮の提供」については4ページを参照

合理的配慮の提供義務のイメージ

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (4) その他個別法の制定・改正

高齢者、障害者等が暮らしやすい社会を推進するための個別法が制定

### ■共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）（R6.1）

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう7つの基本理念を定める

### ■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）（R元.6）

障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

### ■障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

#### （情報アクセシビリティ法）（R4.5）

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を推進

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (5) 県ユニバーサル社会づくり総合指針の改定 (R7.3)

平成30年10月の改定から6年が経過し、SDGsへの取組の進展やデジタル化の加速、働き方の多様化、マイノリティに関する認識の変化、SNS上の誹謗中傷など新たな人権問題、子どもの貧困、制度の狭間の課題の顕在化など、社会情勢の変化を踏まえ、従前の5つの柱のもと、新たに県施策の基本的方向を定めた

### 2 5つの基本理念

8

#### ひと

人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会

年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位などの違いに関わりなく、だれもが社会の一員として人格と個性を尊重し、理解し、支え合うひとづくりを進める。

#### 参加

全ての人がその能力を発揮して、多様な社会参加・参画ができる社会

だれもが自らの能力を発揮して働くことや、地域社会の一員として様々な活動に参加・参画することができるよう、障壁を取り除き、多様な選択が用意された社会をめざす。

#### 情報

生活に必要なあらゆる情報を円滑かつ適切に取得し、利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会

ひょうご・スマイル条例に基づき、様々な情報伝達手段を組み合わせることにより、だれもがどのような時でも理解しやすい情報を容易に入手でき、利用し、意思疎通を図ることができるようにする。特に災害時にだれも取り残されることのないよう、必要な情報が届く体制を整備する。また、情報通信技術を安全・安心に利用できる社会をめざす。

#### まち

福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会

だれもが、地域で安心して住まうことができる社会をめざす。また、福祉のまちづくり条例やユニバーサルツーリズム推進条例の理念を踏まえ、自宅から街なかへはもちろん、行きたいところに自由にかつ安全・快適に移動し、活動できる生活空間の整備を進める。

#### もの

全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

生活に必要なモノやサービスを、ユニバーサルデザインの観点から、だれもが利用しやすく、満足のできるものとする。また、理にかなった工夫の積み重ね(合理的配慮等)により、障害のある人などの活動を制限している障壁を取り除いたサービスの提供をめざす。

### 4 まち



12

福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会

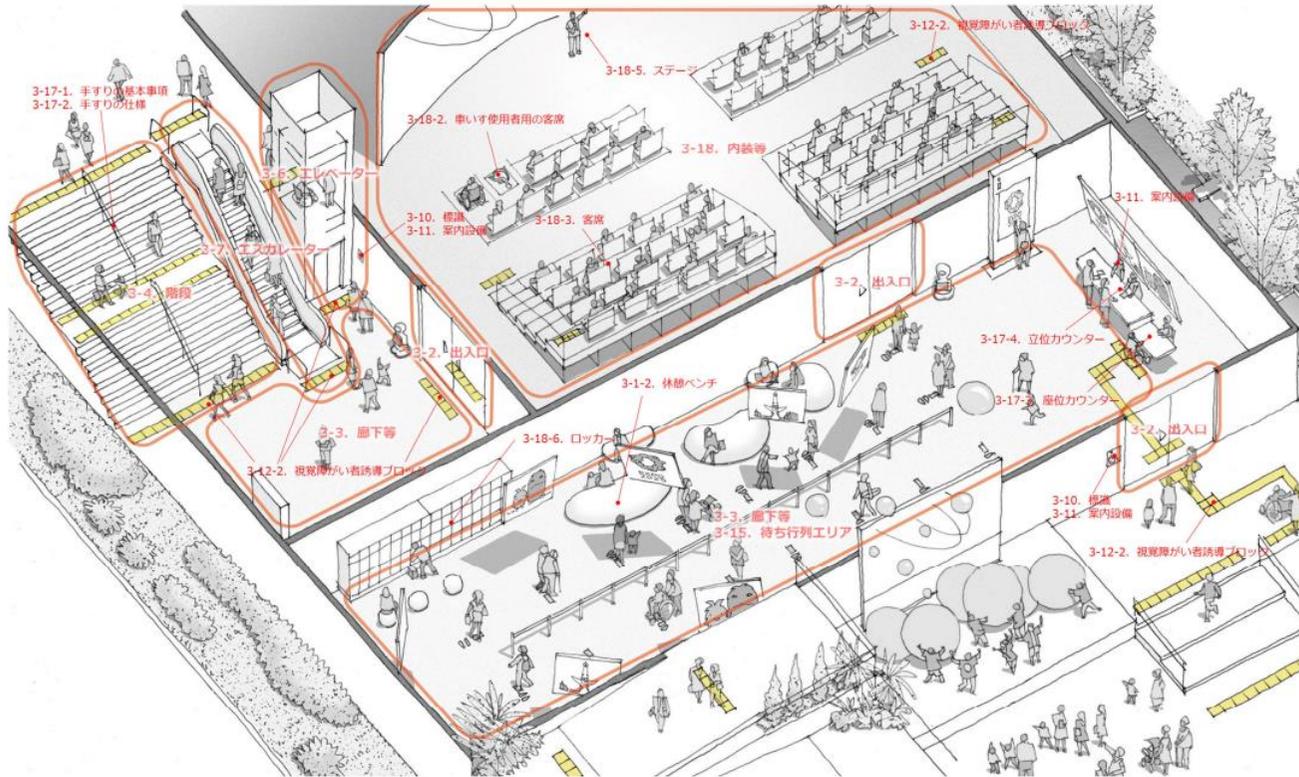
だれもが、地域で安心して住まうことができる社会をめざす。また、福祉のまちづくり条例やユニバーサルツーリズム推進条例の理念を踏まえ、自宅から街なかへはもちろん、行きたいところに自由にかつ安全・快適に移動し、活動できる生活空間の整備を進める。

- (1)住宅確保要配慮者への住まう権利の保障に向けての取組の実施
- (2)心身の機能の低下などによる状況の変化に対応した住宅の整備
- (3)安心して、公共施設等を利用し、通勤や通学、通所、買い物、旅行等を含むあらゆる生活の場面において公共交通機関等により円滑に移動するためのハードソフト両面での整備促進
- (4)地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備
- (5)自治会や民生委員、非営利法人、ボランティア団体等多様な主体による市民活動や、医療及び介護等地域に安心をもたらす社会サービスの提供促進

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (6) 大阪・関西万博の開催 (R7.4)

法・条例の規制に加え、障害当事者の意見を取り入れたガイドラインを独自に作成し、施設整備の際に適合させることで、全ての来場者が安全安心に楽しめるよう配慮



ユニバーサルデザインガイドライン(抜粋)

### 【基準の例】(赤:義務基準、緑:推奨基準)

- ・観覧席のサイトラインの確保
- ・車椅子用観客席に同伴者席を併設
- ・授乳室への離乳食の自動販売機の設置
- ・待ち行列エリアへの優先レーンの設置
- ・待ち時間を音と視覚で伝達できる設備の設置



# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (7) 福祉のまちづくり条例に基づく整備基準の改正 (R7.6)

バリアフリー法に基づく整備基準の改正を踏まえ、  
バリアフリー設備の設置義務数を「建物に1以上」  
から「規模に応じた複数」に見直し



### ■車椅子利用者利用便房の設置義務数

施設の用途	現行基準		改正基準(R7.6施行)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所、公共の交通機関の施設	全ての規模	建物に1以上	全ての規模	<b>各階に1以上</b>
学校、病院等、劇場等、官公署、 老人ホーム等、運動施設、博物館等、 銀行等、自動車教習所、公共用歩廊、 地下街等、展示場、公衆浴場、飲食店、 理髪店等、学習塾等、路外駐車場等	延べ面積 1,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 1,000㎡以上 2,000㎡未満	建物に1以上
			延べ面積 <b>2,000㎡以上</b>	<b>各階に1以上</b>
物販店舗、ホテル等、遊技場、 クリーニング取次店等、共同住宅、 寄宿舍	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 2,000㎡以上	<b>各階に1以上</b>
事務所、工場	延べ面積 3,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 3,000㎡以上	<b>各階に1以上</b>

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (7) 福祉のまちづくり条例に基づく整備基準の改正 (R7.6)

バリアフリー法に基づく整備基準の改正を踏まえ、  
バリアフリー設備の設置義務数を「建物に1以上」  
から「規模に応じた複数」に見直し



### ■車椅子利用者利用駐車施設の設置義務数

施設の用途	現行基準		改正基準(R7.6施行)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所	延べ面積 50㎡以上 又は30台以上	1以上	延べ面積 50㎡以上又は 30台以上	(駐車台数が 200台以下の 場合) <u>2%以上</u>  (駐車台数が 200台超の 場合) <u>1%+2以上</u>  ※端数切上げ
路外駐車場等	延べ面積 500㎡以上 又は30台以上		延べ面積 500㎡以上 又は30台以上	
学校、病院等、劇場等、官公署、老人ホーム等、運動施設、博物館等、銀行等、自動車教習所、公共用歩廊、公共の交通機関の施設、地下街等、展示場、物販店舗、ホテル等、遊技場、公衆浴場、飲食店、理髪店等、クリーニング取次店等、学習塾等	延べ面積 2,000㎡以上 又は30台以上		延べ面積 2,000㎡以上 又は30台以上	
共同住宅、寄宿舎	延べ面積 2,000㎡以上		延べ面積 2,000㎡以上	
事務所、工場	延べ面積 3,000㎡以上 又は30台以上		延べ面積 3,000㎡以上 又は30台以上	

# 福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢の変化

## (7) 福祉のまちづくり条例に基づく整備基準の改正 (R7.6)

バリアフリー法に基づく整備基準の改正を踏まえ、  
バリアフリー設備の設置義務数を「建物に1以上」  
から「規模に応じた複数」に見直し



### ■車椅子利用者利用区画（観覧スペース）の設置義務数

施設の用途	現行基準		改正基準(R7.6施行)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
劇場等	延べ面積 1,000㎡ 以上	<b>【設置数】</b> 1以上  <b>【技術基準】</b> ・幅900mm×奥行1,400mmの空間 ・区画は、出入口付近に設ける  ・集団補聴設備等を設ける	延べ面積 1,000㎡ 以上	<b>【設置数】</b> <u>(席数400席以下) 2以上</u> <u>(席数400席超) 0.5%以上</u> <small>※端数切上げ</small>  <b>【技術基準】</b> ・幅900mm×奥行1,400mmの空間 ・ <u>出入口～区画の経路は、高齢者等 利用経路とする</u> ・集団補聴設備等を設ける